

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対する
共有船舶建造申込に係る簡易公募型プロポーザルの実施について

当社が運航する岩国～柱島航路（許可番号中国第413号）に使用する旅客船を、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「鉄道・運輸機構」という。）と共同で建造するための申込みに必要な造船所及び建造申込価格を決定するため、プロポーザルを実施します。

別添「岩国柱島海運株式会社新船建造基本計画書」に記載の旅客船の建造が可能であり、プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり関係書類を作成のうえ、参加表明書を提出してください。

令和7年9月1日

岩国柱島海運株式会社
代表取締役 笹川 清

1 業務の概要等

（1）業務名

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構共有船建造申込業務

（2）概要

ア 鉄道・運輸機構に共有船舶建造の申し込みをするために必要な書類等の作成等（発注者支援業務）

イ 中国運輸局に事業計画変更の認可申請を行うために必要な書類等の作成

（3）履行期限・竣工引渡期限 令和9年3月31日（水）

※ ただし、起工は令和8年7月以降

（4）共有船建造予定価格 ￥318,000,000（消費税及び地方消費税を含まない。） を上限とします。

2 参加資格

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者とします。

（2）造船法（昭和25年法律第129号）第2条の規定に基づく施設の新設等の許可及び同法第5条の規定に基づく船舶の製造事業等の開始届を有していることとします。

または、小型船造船業法（昭和41年法律第119号）の登録を受けていることとします。

（3）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがな

されている者（更生計画又は再生計画が認可されている者を除く。）でないこととします。

（４）次に掲げる事項について施設等を有する者であることとします。

ア 船舶建造施設

（ア）当該船舶の建造に必要な自社所有の船台又は船渠を提供できること。

（イ）当該船舶の建造に必要な自社所有の工場（ドックハウスを含む。）、機器類等を提供できること。

（ウ）当該船舶の建造を行う施設の所在地は、日本国内とします。

イ 船舶設計技術者

当該船舶の建造設計を自社で自主的に実施でき、次に掲げるいずれかの技術者を提供できること。

（ア）学校教育法（昭和２２年法律第２６号）による大学又は高等専門学校において、造船、機械又は電気に関する学科を修得して卒業した後、軽合金製船舶の建造又は修理・改造に関して、５年以上の実務経験を有する技術者

（イ）学校教育法による高等学校において、造船、機械又は電気に関する学科を修得して卒業した後、軽合金製船舶の建造又は修理・改造に関して、７年以上の実務経験を有する技術者

（ウ）上記以外の技術者にあつては、国内外における（ア）、（イ）と同等と認められる学歴・経験を有していること。

ウ 船舶建造技術者

当該船舶の建造に必要な、次に掲げるいずれかの技術者を提供できること。

（ア）学校教育法による大学又は高等専門学校において、造船、機械又は電気に関する学科を修得して卒業した後、軽合金製船舶の建造又は修理・改造に関して、５年以上の実務経験を有する技術者

（イ）学校教育法による高等学校において、造船、機械又は電気に関する学科を修得して卒業した後、軽合金製船舶の建造又は修理・改造に関して、７年以上の実務経験を有する技術者

（ウ）上記以外の技術者にあつては、国内外における（ア）、（イ）と同等と認められる学歴・経験を有していること。

エ 納入後のメンテナンス体制

建造船舶の故障又は異常時に対応するため、船舶納入後においても十分なアフターサービス・メンテナンス体制を確保することが可能なこと。

３ プロポーザルの参加表明

プロポーザルに参加しようとする者は、下記書類を提出してください。

- （１）参加表明書（様式１）
- （２）造船所事情（様式２）
- （３）船舶建造実績調書（様式３）
- （４）建造工事工程表（様式４）
- （５）船舶設計技術者調書（様式５）

- (6) 船舶建造技術者調書（様式6）
- (7) 納入後のメンテナンス体制調書（様式7）
- (8) 質問書（様式8）

※ 提案書作成時になされた質問は、回答を含め、提案者を伏せて FAX 等により参加者すべてに送付するので、表中※印の欄に記載のうえ提出してください。

- (9) 納税証明書（原本に限る。）

ア 岩国市発行の納税証明書

なお、岩国市内に営業所等が無い場合等で、岩国市に納税義務がない場合は、本社所在地の市区町村役場（特別区にあっては都税事務所）発行の「法人市（町・村）民税（特別区にあっては法人都民税）」納税証明書及び固定資産税納税証明書

イ 税務署発行の未納税額がないことの証明「納税証明書（その3）」（「消費税及び地方消費税」及び「法人税」納税証明書）

- (10) 登記事項証明書（原本に限る。）

※ 3箇月以内に発行されたもの

- (11) 印鑑証明書（原本に限る。）

※ 3箇月以内に発行されたもの

- (12) 決算書（直前1期分）

財務諸表（貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書等）

- (13) 会社経歴書

- (14) 労働保険料及び社会保険料の納入済領収書の写し

※ どちらも直近1年間分を提出すること。

- (15) 障害者雇用状況報告書の写し

※ 法定雇用障害者が1人以上になる規模の事業者（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第5項、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）第7条及び第8条の規定に基づき、障害者の雇用が義務付けられた事業者）を対象とします。

4 技術提案書の特定

- (1) プロポーザルに参加しようとする者は、業務説明書に掲げる技術提案書（様式9）を期日までに提出してください。
- (2) 新船建造所審査選定委員会は、技術提案書を評価します。
- (3) 新船建造所審査選定委員会は、岩国柱島海運株式会社役員、岩国市職員及び鉄道・運輸機構職員をもって構成します。なお、岩国柱島海運株式会社に事務局を置くものとします。
- (4) 技術提案書の評価基準は別に定めます。
- (5) 岩国柱島海運株式会社は技術提案書を特定した場合において、提案者に特定又は非特定の結果を理由を付して通知します。
- (6) 非特定の通知を受けた提案者は、非特定の通知した日から起算して7日以内に、岩国柱島海運株式会社に対し、非特定理由について説明を求めることができます。

- (7) 岩国柱島海運株式会社は、前項の説明を求められた場合は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により回答いたします。
- (8) 前項の回答は、評価基準における該当する評価項目を明らかにします。

5 プロポーザルの手続き等

- (1) 担当者：岩国柱島海運株式会社（八木）

〒740-0002 山口県岩国市新港町四丁目 26 番 5 号

電話：0827-22-8786 FAX：0827-22-8856

Mail：suisai-ihk@mx4.et.tiki.ne.jp

- (2) プロポーザルにかかる資料の交付場所及び方法

ア 期間

令和7年9月1日（月）から令和7年9月10日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から午後5時まで

イ 場所

岩国市役所3階 岩国市総合政策部交通政策課 気付 岩国柱島海運株式会社

〒740-8585 山口県岩国市今津町一丁目 14 番 51 号

ウ 方法

イにおいて直接交付または岩国柱島海運株式会社ホームページからのダウンロード

なお、直接交付を希望する場合は、(1) 担当者あてに事前連絡をしてください。

- (3) 参加表明書の受領期間並びに提出場所及び方法

ア 期間

令和7年9月1日（月）から令和7年9月10日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から午後5時まで

イ 場所

(2) イに同じ

ウ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。締切日必着）により、必要書類を添えて提出すること。

- (4) 技術提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

ア 期限

令和7年10月31日（金）午後5時必着

イ 場所

(2) イに同じ

ウ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。締切日必着）により、必要書類を添えて提出してください。

6 その他

- (1) 書類の作成に用いる言語は原則として日本語とし、用語は JIS 規格に定める用語を使用してください。JIS 規格に定めない場合は、通常造船に使用する用語とします。また、通貨は日本円とします。
- (2) 提出された技術提案書については、後日ヒアリングを行うことがあります。ヒアリングを行う場合は 11 月中旬を予定しております。
- (3) 技術提案書の作成及び提出に関する費用及びヒアリングに関する費用は提出者の負担とします。なお、提出された技術提案書は返却いたしません。
- (4) 技術提案書に記載された内容のうち、特許又は実用新案等にかかる事項については、特記事項として特許又は実用新案等の所属を記載してください。また、当該特許又は実用新案等を、今回の船舶建造で、岩国柱島海運株式会社の要請により他の提案者が当該特許又は実用新案を使用する場合の条件についても記載してください。
- (5) 技術提案書等に虚偽の記載をした場合は、技術提案書を無効といたします。
- (6) 特定した技術提案は、岩国柱島航路新船建造委員会設置要綱に準じ決定し、決定した提案者と「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構共有船舶建造申込協定（仮称）」を締結します。
- (7) その他詳細は業務説明書によります。